第５号様式

認定申請書

（第一面）

|  |
| --- |
| 年　　　月　　　日　　（あて先）名古屋市長申請者　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名）　名古屋都市計画地区計画（名古屋駅・伏見・栄都市機能誘導地区）の地区整備計画に定める建築物の容積率の最高限度及び名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成５年名古屋市条例第４１号）別表第２名古屋駅・伏見・栄都市機能誘導地区整備計画区域の項中容積率の最高限度の規定に基づく認定を申請します。この申請書及び添付図書又は書面に記載の事項は、事実に相違ありません。 |
| １　申請者 | 住所氏名電話番号 |
| ２　設計者 | 住所氏名電話番号 |
| ３　代理者 | 住所氏名電話番号 |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（第二面）

|  |
| --- |
| 建築物及びその敷地に関する事項 |
| １　地名地番 |  |
| ２　用途地域 | 商業地域（指定容積率　　　　％）　　 |
| ３　防火地域 | □防火地域　□準防火地域 |
| ４　その他の区域、地域、地区又は街区 |  |
| ５　道路 | イ　幅員　　　　　　ｍ　（歩道幅員　　　　　　ｍ）ロ　敷地と接している部分の長さ　　　　　　ｍ |
| ６　敷地面積 | （１） | （２） | （３） | 敷地 |
| （　　　地区） | （　　　地区） | 区域外 |
| ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| ７　容積率 | （１） | （２） | （３） | 敷地 |
|  | 建築基準法第５２条第１項、第２項及び第９項の規定による容積率 | ％ | ％ | ％ | ％ |
|  | 地区計画基準容積率 | ％ | ％ | ％ | ％ |
| ８　主要用途 |  |
| ９　工事種別等 | □新築　□増築　□改築　□移転　□用途変更　□模様替　□その他 |
| 10　建築面積 | 申請部分 | 申請以外の部分 | 合計 |
| ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 建蔽率　　　　　　％ |
| 11　延べ面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 容積率の算定の基礎となる延べ面積　　　　　　㎡ |
| 容積率　　　　　　％ |
| 12　建築物の数 |  |
| 13　工事着手予定日 | 年　　　月　　　日 |
| 14　工事完了予定日 | 年　　　月　　　日 |
| 15　備考 |  |

（第三面）

|  |
| --- |
| 建築物別概要 |
| １　番号 |  |
| ２　工事種別等 | □新築　□増築　□改築　□移転　□用途変更　□模様替　□修繕　□既設□その他 |
| ３　構造 | 　　　　　　造　一部　　　　　　造 |
| ４　階数 | 地上　　　階地下　　　階 |
| ５　高さ | 最高の高さ　　　　　　ｍ最高の軒の高さ　　　　　　ｍ |
| ６　建築面積 | 　　　　　　㎡ |
| ７　延べ面積 | 　　　　　　㎡（容積率の算定の基礎となる部分の延べ面積　　　　　㎡） |
| ８　備考 |  |

（第四面）

|  |
| --- |
| 認定基準への適合に関する事項 |
| １　緩和容積率 | □１００％以下　□１００％超２００％以下　□２００％超３００％以下 |
|  | 各計画地区及び区域外の面積 | （　　　　地区） | （　　　　地区） | 区域外 | 敷地 |
| ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
|  | Ａ　建築基準法第５２条第１項、第２項及び第９項の規定による容積率 | ％ | ％ | ％ | ％ |
|  | Ｂ　地区計画基準容積率 | ％ | ％ | ％ | ％ |
|  | Ｃ　希望容積率（Ａ以下） | ％ | ％ | ％ | ％ |
|  | Ｄ　緩和容積率（Ｃ－Ｂ） | ％ | ％ | ％ | ％ |
| ２　認定基準 |
|  | 敷地面積の最低限度 | □敷地面積５００㎡以上　（敷地面積　　　　　　㎡） |
|  | 建築面積の最低限度 | □建築面積２００㎡以上　（建築面積　　　　　　㎡）□名古屋都市計画地区計画（名古屋駅・伏見・栄都市機能誘導地区）における建築物の容積率の最高限度の規定に基づく認定要綱（以下「要綱」という。）第３条第１項第１号ロただし書の規定を適用　（　　　　　　） |
|  | 誘導用途の整備 | □誘導用途に供する部分の床面積の合計が必要面積以上 |
|  | 項目 | 誘導用途に供する部分の床面積 |
|  |  | （１） |  | ㎡ |
|  |  | （２） |  | ㎡ |
|  |  | （３） |  | ㎡ |
|  |  | 誘導用途に供する部分の床面積の合計 | ㎡ |
|  |  | 誘導用途に供する部分の床面積（容積率の算定の基礎となる部分）の合計 | ㎡ |
|  |  | 必要面積（＝緩和容積率×敷地面積×２／３）　　　　　　 | ㎡ |
|  | 住宅の用途に供する部分の床面積の制限 | □指定容積率８００％以上の区域内→□住宅の用途に供する部分の床面積の合計の敷地面積に対する割合が地区計画基準容積率以下　（　　　　　　％）□指定容積率８００％以上の区域外 |
|  | 沿道の賑わいを生み出す店舗の整備 | □敷地が要綱別図に示す道路に接する→□沿道の賑わいを生み出す店舗を整備□要綱第３条第１項第１号ホただし書の規定を適用□敷地が要綱別図に示す道路に接しない |
|  | 緑化 | □緩和容積率１００％以下→□緑化率１２％以上　（緑化率　　　　　　％）　□要綱第３条第１項第１号ヘただし書の規定を適用□緩和容積率１００％超→□緑化率１５％以上　（緑化率　　　　　　％）□ＮＩＣＥ ＧＲＥＥＮなごやの「良好な緑化」以上の評価認定を取得 |
|  | 歩行者空間の整備 | □前面道路の歩道部分の幅員（前面道路が２以上あるときは、その歩道部分の幅員が最小のもの。以下同じ。）が２ｍ未満→□歩道と合わせて幅員２ｍ以上の歩行者空間を整備□前面道路の歩道部分の幅員が２ｍ以上 |
|  | 名古屋市景観計画への適合 | □名古屋市景観計画に基づく大規模建築物又は都市景観形成地区内の建築物→□景観形成基準に適合□上記以外の建築物 |
|  | 退避施設の整備 | □緩和容積率１００％超→□敷地面積の５％に相当する面積以上の退避施設を整備　（　　　　　　㎡）□緩和容積率１００％以下 |
|  | 周辺環境への影響の確認等 | □大規模建築物の建築事業における自主的な環境配慮に関する要綱第３条に規定する対象事業に該当する建築物→□周辺環境への影響の確認等を実施□上記以外の建築物 |
|  | 交通への影響の確認等 | □緩和容積率が１００％を超え、一定の規模を超える建築物→□開発に伴う交通への影響を検討し、交通上支障がない□上記以外の建築物 |
|  | 公共貢献の実施 | □緩和容積率１００％超２００％以下　→□評点の合計が２点以上となるよう公共貢献を実施□緩和容積率２００％超３００％以下→□評点の合計が４点以上となるよう公共貢献を実施□緩和容積率１００％以下 |
|  | 項目 | 評点 |
|  |  | （１） |  | 点 |
|  |  | （２） |  | 点 |
|  |  | （３） |  | 点 |
|  |  | （４） |  | 点 |
|  |  |  | 評点の合計 | 点 |
| ３　備考 |  |